

表題部所有者の登記のお知らせ

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を行う予定です。お知らせします。

令和8年2月27日 函館地方法務局八雲支局 登記官 加藤 正明

記

- 1 手続番号 第4402-2025-0062号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
 寿都郡寿都町字政泊町政泊382番
- 3 地目 原野
- 4 地積 365平方メートル

表題部所有者の登記のお知らせ

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を行う予定です。お知らせします。

令和8年2月27日 函館地方法務局八雲支局 登記官 加藤 正明

記

- 1 手続番号 第4402-2025-0063号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
寿都郡寿都町字政泊町政泊400番
- 3 地目 原野
- 4 地積 397平方メートル

表題部所有者の登記のお知らせ

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項の規定による登記を行う予定です。お知らせします。

令和 8 年 2 月 27 日 函館地方法務局八雲支局 登記官 加藤 正明

記

- 1 手続番号 第 4 4 0 2 - 2 0 2 5 - 0 0 6 4 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
 寿都郡寿都町字政泊町政泊 4 1 7 番 1
- 3 地目 原野
- 4 地積 1 3 3 0 平方メートル

表題部所有者の登記のお知らせ

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項の規定による登記を行う予定です。お知らせします。

令和 8 年 2 月 27 日 函館地方法務局八雲支局 登記官 加藤 正明

記

- 1 手続番号 第 4 4 0 2 - 2 0 2 5 - 0 0 6 5 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
寿都郡寿都町字政泊町政泊 4 1 7 番 2
- 3 地目 雑種地
- 4 地積 1 3 平方メートル

表題部所有者の登記のお知らせ

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を行う予定です。お知らせします。

令和8年2月27日 函館地方法務局八雲支局 登記官 加藤 正明

記

- 1 手続番号 第4402-2025-0066号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
 寿都郡寿都町字政泊町政泊437番
- 3 地目 原野
- 4 地積 223平方メートル

表題部所有者の登記のお知らせ

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を行う予定です。お知らせします。

令和8年2月27日 函館地方法務局八雲支局 登記官 加藤 正明

記

- 1 手続番号 第4402-2025-0067号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
 寿都郡寿都町字政泊町政泊439番
- 3 地目 原野
- 4 地積 513平方メートル

表題部所有者の登記のお知らせ

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を行う予定です。お知らせします。

令和8年2月27日 函館地方法務局八雲支局 登記官 加藤 正明

記

- 1 手続番号 第4402-2025-0068号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
 寿都郡寿都町字政泊町政泊456番
- 3 地目 原野
- 4 地積 225平方メートル

表題部所有者の登記のお知らせ

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を下記5及び6のとおり行う予定ですので、お知らせします。

令和8年2月27日 函館地方法務局八雲支局 登記官 加藤 正明
記

- 1 手続番号 第4402-2025-0053号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
寿都郡寿都町字政泊町政泊341番
- 3 地目 原野
- 4 地積 211平方メートル
- 5 抹消する登記事項（表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項） 高島駒吉
- 6 登記すべき事項
表題部所有者として登記すべき者が不在（令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ）

表題部所有者の登記のお知らせ

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を下記5及び6のとおり行う予定ですので、お知らせします。

令和8年2月27日 函館地方法務局八雲支局 登記官 加藤 正明
記

- 1 手続番号 第4402-2025-0054号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
寿都郡寿都町字政泊町政泊371番1
- 3 地目 原野
- 4 地積 397平方メートル
- 5 抹消する登記事項（表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項） 高島駒吉
- 6 登記すべき事項
表題部所有者として登記すべき者が不在（令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ）

表題部所有者の登記のお知らせ

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を下記5及び6のとおり行う予定ですので、お知らせします。

令和8年2月27日 函館地方法務局八雲支局 登記官 加藤 正明
記

- 1 手続番号 第4402-2025-0055号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
寿都郡寿都町字政泊町政泊371番2
- 3 地目 公衆用道路
- 4 地積 8・04平方メートル
- 5 抹消する登記事項（表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項） 高島駒吉
- 6 登記すべき事項
表題部所有者として登記すべき者が不在（令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ）

表題部所有者の登記のお知らせ

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を下記5及び6のとおり行う予定ですので、お知らせします。

令和8年2月27日 函館地方法務局八雲支局 登記官 加藤 正明
記

- 1 手続番号 第4402-2025-0056号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
寿都郡寿都町字政泊町政泊374番
- 3 地目 原野
- 4 地積 178平方メートル
- 5 抹消する登記事項（表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項） 高島駒吉
- 6 登記すべき事項
表題部所有者として登記すべき者が不在（令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ）

表題部所有者の登記のお知らせ

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を下記5及び6のとおり行う予定ですので、お知らせします。

令和8年2月27日 函館地方法務局八雲支局 登記官 加藤 正明
記

- 1 手続番号 第4402-2025-0057号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
寿都郡寿都町字政泊町政泊442番1
- 3 地目 原野
- 4 地積 191平方メートル
- 5 抹消する登記事項（表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項） 高島駒吉
- 6 登記すべき事項
表題部所有者として登記すべき者が不在（令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ）

表題部所有者の登記のお知らせ

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を下記5及び6のとおり行う予定ですので、お知らせします。

令和8年2月27日 函館地方法務局八雲支局 登記官 加藤 正明
記

- 1 手続番号 第4402-2025-0058号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
寿都郡寿都町字政泊町政泊442番2
- 3 地目 雑種地
- 4 地積 197平方メートル
- 5 抹消する登記事項（表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項） 高島駒吉
- 6 登記すべき事項
表題部所有者として登記すべき者が不在（令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ）

表題部所有者の登記のお知らせ

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を下記5及び6のとおり行う予定ですので、お知らせします。

令和8年2月27日 函館地方法務局八雲支局 登記官 加藤 正明

記

- 1 手続番号 第4402-2025-0059号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
寿都郡寿都町字政泊町政泊455番
- 3 地目 原野
- 4 地積 461平方メートル
- 5 抹消する登記事項（表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項） 高島駒吉
- 6 登記すべき事項
表題部所有者として登記すべき者が不在（令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ）